

特区において講じられた規制の特例措置の評価及び今後の政府の対応方針

平成18年2月15日
構造改革特別区域推進本部

構造改革特区において講じられた規制の特例措置については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定。いわゆる「骨太の方針2003」。)において「評価のための委員会で特段の問題の生じていないと判断されたものについては、速やかに全国規模の規制改革につなげる」とされている。これを踏まえ、平成15年7月に構造改革特別区域推進本部令(平成15年政令第326号)を制定し、本部の下に評価委員会を設置した。また、昨年2月に構造改革特別区域基本方針(平成15年1月24日閣議決定。以下、「基本方針」という。)を改定し、特区において講じられた規制の特例措置の評価のプロセス・方法等を具体化した。

評価委員会は、この基本方針に基づき、規制所管省庁が行った調査の結果に加え、特区の現地視察を含む独自の調査や規制所管省庁からの意見聴取を行い、「特区において講じられた規制の特例措置のあり方に関する評価意見」(平成17年度下半期分)をとりまとめ、1月27日に本部長に提出した。

本部は、評価委員会の意見を踏まえ、特区において講じられた規制の特例措置の評価及び今後の政府の対応方針について、以下のとおり決定する。

1. 評価

規制の特例措置の評価の結果は以下のとおりである。

ア) 地域を限定することなく全国において実施

構造改革特区において講じられた規制の特例措置のうち、別表1に掲げられた規制の特例措置については、弊害が生じないと認められる場合(基本方針2.(2)ア)a)に該当するため、地域を限定することなく全国において実施する。全国展開の実施の時期、内容は別表1のとおりである。

イ) 引き続き当該地域特性を有する地域に限定して適用 該当なし

ウ) 規制の特例措置の廃止 該当なし

2. 今後の対応方針

「地域を限定することなく全国において実施」と評価された上記の規制の特例措置については、基本方針の別表1から削除するとともに、別表1に示された実施時期、全国展開の実施内容を基本方針の別表2として追加する。

規制所管省庁は、基本方針の別表2に追加した規制の特例措置を定める法律、政省令、訓令又は通達（以下「法令等」という。）の改正等を行う。その改正等案を作成するに当たっては規制所管省庁は、基本方針の別表2に即して作成するとともに、内閣官房と所要の調整を行うものとする。

なお、規制所管省庁は、既に認定されている特区計画において実施されている規制の特例措置について、基本方針の別表2に即して法令等の改正等を行った場合においても実施主体に対して新たな許認可の申請を求めない等の実施の継続が円滑に行われるよう措置しなければならない。

3. 今後の評価の進め方

、に掲げる規制の特例措置については、それぞれ平成18年度下半期、別途、評価委員会が適当と認める時期に全国展開に関する評価を再度行うこととする。いずれについても、当該評価の時期に評価が適確に行われるよう規制所管省庁は調査に当たって、弊害の発生の有無の判断に資する情報を最大限把握することとする。また、に掲げる規制の特例措置については、特区で実施されていない又は実施の少ない規制の特例措置として平成18年度下半期に再度評価を行うこととする。

これらについての評価委員会の今後の評価の進め方については別表2のとおりとする。

平成18年度下半期の評価対象

- 506 外国人研修生受入れによる人材育成促進事業
- 816 学校設置会社による学校設置事業
- 830 市町村教育委員会による特別免許状授与事業
- 1123 研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業

別途、評価委員会が適当と認める時期に評価を行うもの

- 707 特定農業者による濁酒の製造事業

特区で実施されていない又は実施の少ない規制の特例措置として平成18年度下半期に再度評価を行うもの

910 病院等開設会社による病院等開設事業

別表1 全国展開する規制の特例措置

基本方針 別表1の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
102	まちづくり交通安全対策事業	市町村や所轄警察署のほか地域住民、事業者等からなる地域参加型の協議会が策定したまちづくりの計画に基づき都道府県警察が交通規制を実施する。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。	通達	平成17年度中に措置	警察庁
802	構造改革特別区域研究開発学校設置事業	学校種間のカリキュラムの円滑な連携や教科の自由な設定等、教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を可能とする。	全部	規制所管省庁によれば、学習指導要領等の教育課程の基準の見直しが進められているとのことである。当該見直しの中で、特区における地方公共団体の多様な取り組み内容を勘案し、特区における規制の特例措置の内容・要件を踏まえ全国展開を行なうこととする。その際、要件については、地方公共団体の主体的な判断に基づきつつ、規制所管省庁の関与は憲法、教育基本法、学校教育法及び学習指導要領上の観点から必要最小限なものとし、弊害の予防措置についても、その要件を明確化し、必要最小限のものとする。なお、全国展開の具体的内容については予め評価委員会に報告すること。	告示	教育課程の基準全体の見直しの進捗状況を見つつ、平成19年度中の制度改正、平成20年度当初からの実施を目的に措置	文部科学省
819	構造改革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与特例事業	構造改革特別区域研究開発学校において特別の教育課程を編成し、所属学年以外の学年用教科書を使用する場合にあっては、上学年の教科書を下学年の児童生徒に無償給与することを可能とする。	全部	本特例措置は、構造改革特別区域研究開発学校設置事業(802)を適用する場合に、所属学年以外の学年用教科書を使用しようとするとき、上学年の教科書を下学年の児童生徒に無償給与することを可能とする特例である。このため、本特例措置の適用の前提となる構造改革特別区域研究開発学校設置事業の全国展開を踏まえ、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行うこと。	通知	構造改革特別区域研究開発学校設置事業の全国展開と同時に措置	文部科学省

基本方針 別表1の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部 / 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
820(801-2)	校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業	地方公共団体が教育上特段のニーズがあると認める場合には、学校法人の寄附行為の認可に当たり、小学校等の校地・校舎については自己所有を求めないものとする。	全部	規制所管省庁において、学校経営の継続性・安定性を確保する観点から財産的基礎の保有及び継続的使用の確保等について、校地校舎の自己所有に代わる最小限の代替措置を講じた上で、平成19年度の設置認可申請手続きが可能となるよう平成18年度中に全国展開を行うこと。なお、全国展開の具体的内容については予め評価委員会に報告すること。	通知	平成18年度中に措置	文部科学省
821(801-1)	校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業	地方公共団体が教育上又は研究上特段のニーズがあると認める場合には、学校法人の寄附行為の認可に当たり、大学等の校地・校舎については自己所有を求めないものとする。	全部	規制所管省庁において、学校経営の継続性・安定性を確保する観点から財産的基礎の保有及び継続的使用の確保等について、校地校舎の自己所有に代わる最小限の代替措置を講じた上で、平成19年度の設置認可申請手続きが可能となるよう平成18年度中に全国展開を行うこと。なお、全国展開の具体的内容については予め評価委員会に報告すること。	告示	平成18年度中に措置	文部科学省
907-2	地方公共団体の設置する特別養護老人ホーム管理委託事業	地方公共団体が設置した特別養護老人ホームの管理の委託先として、株式会社等を認める。	全部	地方公共団体が設置した特別養護老人ホームについて、地方自治法上の指定管理者制度により、株式会社等がその管理を行うことが可能であること等を明確にするための通知を发出し、全国展開を行うこと。 併せて、全国都道府県課長会議やホームページなどを通じて、地方公共団体や事業者など関係者に対し、本通知の内容の周知を図ること。	通知	平成18年度中に措置	厚生労働省
1131	修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業	一定の要件を満たす講座の修了者について、初級システムアドミニストレータ試験の試験科目のうち、午前試験科目の免除を受けることができるようになる。	一部	開設者がIPAが提供する問題を使用する認定講座について、規制所管省庁によれば、全国展開に伴い、IPAの採算性の改善のため講座認定審査料の設定及び問題提供料の改定、認定講座の質の確保のため認定の有効期限の設定を講じているが、これらが認定講座の開設に当たっての過度な負担とならないよう配慮した上で、特区における規制の特例措置の内容のとおり、全国展開を行うこと。	省令	平成18年度中に措置	経済産業省

基本方針 別表1の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部 / 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
1132	修了者に対する 基本情報技術者 試験の午前試験 を免除する講座 開設事業	一定の要件を満たす講座の修了者について、基本情報処理技術者試験の試験科目のうち、午前試験科目の免除を受けることができるようにする。	一部	開設者がIPAが提供する問題を使用する認定講座について、規制所管省庁によれば、全国展開に伴い、IPAの採算性の改善のため講座認定審査料の設定及び問題提供料の改定、認定講座の質の確保のため認定の有効期限の設定を講じているが、これらが認定講座の開設に当たっての過度な負担とならないよう配慮した上で、特区における規制の特例措置の内容のとおり、全国展開を行うこと。	省令	平成18年度中に措置	経済産業省
1203	特定埠頭運営効率化推進事業	行政財産である公共コンテナターミナルを、民間企業のうち港湾管理者が認められた者に対して、一体的かつ長期的に貸し付けることができるようにする。	全部	特区の認定に代わる国土交通大臣の同意については、その基準を明示するとともに必要最低限のものとする。	法律	平成18年2月10日に法案提出を閣議決定	国土交通省
1206(1216)	NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業	福祉有償運送について、使用車両の限定にかかわらず、セダン型等の一般の車両を使用することができる。	全部	規制所管省庁によれば、福祉有償運送を利用者にとって安全・安心なサービスとして全国に普及させ、輸送の安全と旅客の利便の確保を図るため、福祉有償運送全体の仕組みを見直し、登録制度の導入等必要な措置を講じるため、法律改正を行うとのことである。当該法律改正に当たっては、現行の規制の強化とならないよう配慮すること。	法律	平成18年2月6日に法案提出を閣議決定	国土交通省
1208	特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業	港湾内の埋立地における権利の移転・設定、用途変更の許可が必要な期間について、竣功認可の告示後10年であるものを5年に短縮する。	全部	当該事業の実施にあたっては、実施主体の主体性を最大限に尊重するとともに、特区の認定に代わる国土交通大臣との協議については、必要最小限の内容とする。	法律	平成18年2月10日に法案提出を閣議決定	国土交通省

別表2 評価委員会の今後の評価の進め方

基本方針 別表1の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	今後の対応方針	評価時期	所管省庁
506	外国人研修生受入れによる人材育成促進事業	中小企業等が外国人研修生の受入機関となる場合の研修生受入れ人数枠を3人から6人に拡大する。	<p>平成16年度下半期評価の結果を踏まえ、特区地域内においてみられた不適正事例については、関係行政機関の長が地方公共団体に対して規制の特例措置の適正な適用に関し必要な措置を講じるよう求めること等を進めているところであるが、再度発生した不適正事例については、規制所管省庁によれば、地方公共団体が、その管理能力を超え、多数の企業を特区における特定企業としたため、その実情を把握できなかったこと、受け入れ機関側においても、外国人研修生の受け入れ人数枠の拡大に併せた適正な制度の運用を行うことができないことが原因として挙げられている。</p> <p>このため、今後、特区における研修制度そのものの運用の適正化を図りつつ、規制所管省庁において、引き続き弊害の予防措置の実施方法の改善等を行うとともに、必要に応じて更なる弊害の予防措置について検討を行う。一方で研修制度そのものに係る改善策について規制所管省庁において早急に検討しできるだけ速やかに実施する。これらの状況を踏まえつつ、平成18年度下半期に評価を行う。</p>	平成18年度下半期	法務省
707	特定農業者による濁酒の製造事業	農家民宿等を経営する農業者が、自ら生産した農産物を主原料として、いわゆる「どぶろく」(濁酒)を製造する場合には、酒類製造免許にあたって、最低製造数量基準を適用しないこととする。	<p>規制所管省庁によれば、国税局等による濁酒製造事業者に対する記帳指導・申告指導及び税務署等による制度の広報・周知活動を行っているが、認定特区において記帳が正しく行われていない等の非違が多数確認されたとのことである。また、本事業の実施に伴って酒税の指導・調査事務が増加し、税務執行コストの増大が懸念されるとのことである。</p> <p>一方、評価委員会においては、記帳等の事務が濁酒製造事業者にとって過度に負担なのではないか、税務執行コストの縮減については工夫の余地があるのではないかと、適正な税務執行の必要性に鑑み、本特例は引き続き特区で実施することが適当ではないか等の意見が示された。</p> <p>このため、規制所管省庁は、関係地方公共団体とも協力しつつ、税務執行コストの縮減や税務事務手続きの簡素化の努力を図り、認定特区における濁酒製造事業者の納税申告実績、法令違反の発生状況等について調査を行うこと。当該調査結果については、平成18年度下半期の評価の時期に、税務執行コストの縮減や税務事務手続きの簡素化の状況を含め、評価委員会に報告すること。また、本特例の全国展開に係る評価は、規制所管省庁の報告を踏まえ、別途評価委員会が適当と認める時期に行うものとする。</p>	別途、評価委員会が適当と認める時期	財務省

基本方針 別表1の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	今後の対応方針	評価時期	所管省庁
816	学校設置会社による学校設置事業	地方公共団体が教育上又は研究上特別なニーズがあると認める場合には、株式会社に学校の設置を認める。認定を受けた地方公共団体が市町村である場合、当該学校の設置認可については、当該市町村の長が、当該市町村に置かれる審議会の意見を聴いて、認可を行うこととする。	<p>規制所管省庁によれば、「本事業に関する適切な評価を実施するに当たっては、教育・研究の現場の特性を十分踏まえる一方で、生徒・学生及びその保護者などの「学習者及びその関係者」を保護する観点から、少なくとも卒業生を出すまでの状況に関して、実態把握が十分行われること、相応の事例の集積を踏まえた総合評価が行われることが最低限必要である」とし、「今後、事例の蓄積を図りつつ、学校教育の公共性、継続性・安定性が株式会社立学校においても担保されるかどうかをはじめ、学校経営面、経営と教学のバランス面、教育研究面等の観点に立ち、慎重に検証・評価を行う必要がある」とのことである。</p> <p>本事業の特例の評価については、社会のニーズに応える多様な学校を設置する観点からは速やかな検討が必要であると考えますが、まずは、学校経営面、経営と教学のバランス面、教育研究面等の観点から生じている各課題に関し、それが主として株式会社という設置形態に起因するものであるか否か等について、学校種の相違（大学、高等学校、中学校、小学校など学校の種類の違い）も含め、論点を整理した上で必要な検討を行うことが重要である。</p> <p>このため、上記の点を踏まえ、株式会社が学校を設置する場合に想定される弊害の発生の有無の判断に資する評価の論点について、特例措置の実施状況を踏まえつつ、規制所管省庁において検討を行い、平成18年度下半期に評価を行うこと。</p>	平成18年度下半期	文部科学省
830	市町村教育委員会による特別免許状授与事業	市町村教育委員会が、地域の特性を生かした教育を実施するなど教育上特段のニーズがあると認める場合は、その市町村でのみ効力を有する特別免許状を授与することを可能とする。	<p>規制所管省庁の調査によると、市町村教育委員会が特別免許状を授与した際、地域の特性を生かした教育の実施のためではなく、教員組織編制上の都合から特別免許状を授与しているケースが見られるなど、不備が見られた。また、今回の調査対象は1件しかなかったため、今後その他の申請地方公共団体に対しても免許授与と事務だけでなく免許管理事務について、さらに教育内容、教員の職務の質についても調査を実施していきたい、とのことである。</p> <p>また、専門部会においても、全国展開するかどうかは、事例の積み重ねを待って判断すべきという意見であった。</p> <p>このため、規制所管省庁において、今後、当該特例の適用を受け事業を実施する地方公共団体の事例について、引き続き調査を実施した上で、平成18年度下半期に評価を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。</p>	平成18年度下半期	文部科学省
1123	研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業	一定の要件を満たす研究開発用海水温度差発電設備の発電実験について、工事計画の届出及び使用前安全管理検査、定期安全管理検査、溶接安全管理検査を、研究開発の実施期間に限り不要とする。	<p>規制所管省庁によれば、発電設備の運転が開始されていないため、専門家委員会の弊害の発生予防措置としての機能及び発電設備の安全性について確認できないとのことである。平成18年度始めには発電機を用いた試験が予定されていることから、一定期間(数ヶ月)の試験データが得られれば、平成18年度下半期に評価を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。</p> <p>また、全国展開に当たっては、海洋温度差発電のみならず、他の温度差発電についても、同様に規制緩和できないか、検討を行うこと。</p>	平成18年度下半期	経済産業省

基本方針 別表1の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	今後の対応方針	評価時期	所管省庁
1131	修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業	一定の要件を満たす講座の修了者について、初級システムアドミニストレータ試験の試験科目のうち、午前試験科目の免除を受けることができるようにする。	開設者が問題を作成する認定講座については、特区における規制の特例措置として継続することとし、新たな認定特区があれば全国展開に関する評価を行うこと。	新たな特区認定の時期に応じて判断	経済産業省
1132	修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業	一定の要件を満たす講座の修了者について、基本情報処理技術者試験の試験科目のうち、午前試験科目の免除を受けることができるようにする。	開設者が問題を作成する認定講座については、特区における規制の特例措置として継続することとし、新たな認定特区があれば全国展開に関する評価を行うこと。	新たな特区認定の時期に応じて判断	経済産業省
910	病院等開設会社による病院等開設事業	株式会社が、自由診療で高度な医療の提供を目的とする病院又は診療所を開設することを認める。	<p>総務省行政評価局によれば、保険医療機関の指定等を受けられないため、経営面での困難さを伴うこと。高度な医療の提供のためには多額な設備投資と技術力を有した人材の確保が必要なことから本特例に関わる認定が少ないとしている。</p> <p>評価委員会としては、総務省行政評価局の指摘に加え、多額の資本を必要とする病院について株式発行を含む直接金融による資金調達を認めることで、病院の効率化、医療の質の向上が図られると考えられること、そのようなメリットを有する株式会社病院について、診療報酬面で医療法人とのイコールフットングの下に特区として実施すべき等の指摘を行ったところである。</p> <p>規制所管省庁によれば、本特例は、自由診療とすることで医療保険財政への影響を避けながら、資金調達能力や研究開発意欲というメリットが生かせる高度な医療に限定することとされたものであり、本特例制度の創設の経緯や基本的枠組みに関わることとなる指摘については、医療法人制度の見直しを含めた医療制度構造改革の実施状況を見ながら慎重に検討することが必要とのことである。</p> <p>以上の議論を踏まえ、平成18年度下半期に再度評価を行うこと。</p>	特区で実施されていない又は実施の少ない規制の特例措置として平成18年度下半期に再度評価	厚生労働省